



2018年9月28日

Vol.116

NISA

「ロールオーバー」する？しない？

2014年に始まったNISA(少額投資非課税制度)は、今年で5年目となり、2014年の投資枠を使って投資した資産は、今年末に非課税期間の終了を迎えます。

もう5年も経ったのか、と感じる方もいらっしゃると思いますが、非課税期間に売却しなかった場合には、自動的に特定口座/一般口座に移管されます。

そこで今回は、NISAの非課税期間終了時の注意点を押さえていただきたいと思います。





NISA口座で2014年に購入した資産は、2018年12月末日をもって非課税期間が終了し、特定口座/一般口座に移管されます。仮に、2014年にNISA口座で基準価額が1万円のファンドを購入し、2018年12月末日に15,000円に上昇したとします。年内に売却して受渡が完了していれば、利益部分の5,000円に対して課税されず全額収益として受け取ることができますが*、売却せずにそのまま特定口座/一般口座に移管すると、取得価格が1万円から15,000円に修正されます。

購入時より損失状態にある場合は、より注意が必要です。例えば、2014年にNISA口座で基準価額1万円で購入したファンドが2018年12月末日に8,000円となり、その状況で特定口座/一般口座に移管すると、取得価格が8,000円に修正されます。その後、仮に基準価額が9,000円に上昇しその時点で売却すると、購入当初の1万円と比べ1,000円の損失状態にあるにもかかわらず、特定口座/一般口座に移管された際に修正された取得価格との差額(売却時9,000円－修正後取得価格8,000円＝1,000円)が利益とみなされ、課税されてしまいます。こうした状況を回避するには、ロールオーバーを利用し、非課税期間を延長させることが有効です。

ロールオーバーとは、非課税期間終了後に特定口座/一般口座に移管せず、翌年のNISA枠を利用して非課税期間を延長することです。上記のケースでは、先の5年間と合わせて非課税期間を最長10年間にすることができます。なお、ロールオーバー時の評価額が投資枠の120万円を超えていても、全額移管が可能です。

ロールオーバーを希望する場合、金融機関に「非課税口座内上場株式等移管依頼書」(いわゆるロールオーバー依頼書)の提出が必要です。この提出がないと非課税期間終了後、特定口座/一般口座に移管されます。ロールオーバーは、年末差し迫ってから申請すると間に合わないことがありますので、申請期限については取引先の金融機関にご確認ください。

また、ロールオーバーを利用するための注意点として、ロールオーバーの前後の金融機関が同一である必要があります。また、2018年から開始したつみたてNISAに変更した場合も、ロールオーバーができません。

5年という非課税期間は、思いのほか早く過ぎてしまったと感じられた方もいらっしゃるかと思います。ロールオーバーで、この先5年間の非課税期間を利用することも選択肢のひとつとしてはいかがでしょうか。

* 信託財産留保額や解約手数料がかかる場合があります。

nikko am



コールセンター

0120-25-1404

営業時間 平日 9:00～17:00

□当資料は、日興アセットマネジメントが投資信託の仕組みについてお伝えすることなどを目的として作成した資料であり、特定ファンドの勧誘資料ではありません。また、当資料に掲載する内容は、弊社ファンドの運用に何等影響を与えるものではありません。なお、掲載されている見解は当資料作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。□投資信託は、値動きのある資産(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。投資信託の申込み・保有・換金時には、費用をご負担いただく場合があります。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。